

# 養父特区について

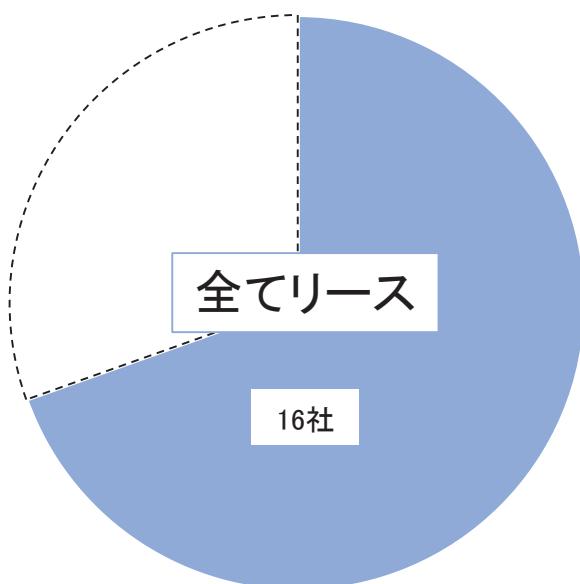
令和2年11月  
農林水産省

# 1. 特区法改正後の企業参入の状況

- 特区法改正前は、16社がリース方式で農業参入。
- 法改正後、
  - ① 16のリース法人のうち4社が農地を取得。
  - ② 7社が新規参入したが、農地を取得したのは2社。残りの5社は全てリース。

【法改正前(H28.8末)】

16法人



経営面積合計: 24.1ha

【法改正後(R2.7末)】

23法人

新規参入7社

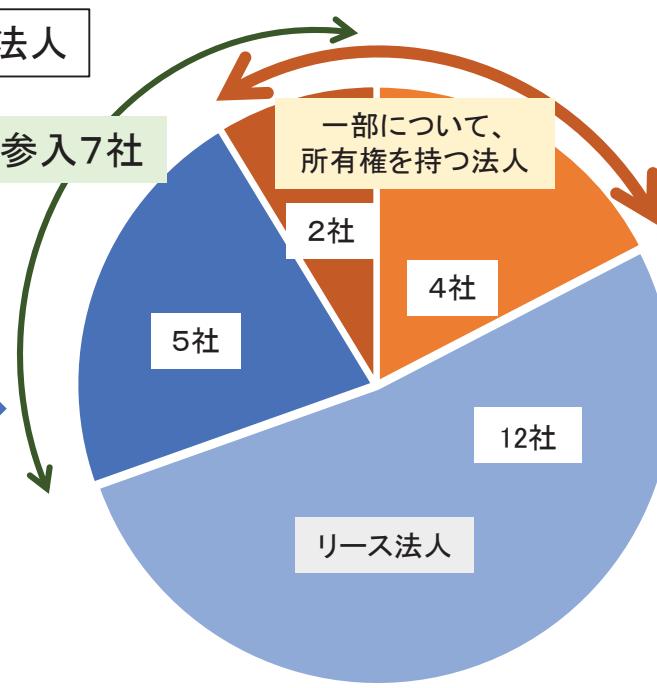
5社

4社

12社

リース法人

経営面積合計: 51.3ha  
(うち所有1.6ha(3%))



## 2. 所有権を持つ6社の経営面積の状況

- 6社の所有面積は1.6haで経営面積(24.5ha)の約6.7% (令和2年7月末現在)。
- このうち、1社は平成31年3月から休止中(リースは解約、所有地は農業利用されていない)。

法人名	所有権 取得 年月	令和2年7月末	
		総面積(ha)	所有(ha) (%)
A社 (ニンニク)	H28.11	9.64	0.31 (3.4%)
B社 (酒米)	H28.11	13.54	0.65 (4.8%)
C社 (リンドウ)	H29.2	0.79	0.25 (32.3%)
D社 (蜜源作物)	H30.3	0.02 休業(H31.3~) (保全管理)	0.02 (100%)
E社 (レタス)	H29.3	0.21	0.13 (60.6%)
F社 (養蚕)	R2.4	0.29	0.29 (100%)
計		24.49	1.65 (6.7%)

養父市の農地面積

1,500ha (H30)

養父市の農地価格とリース料(10a当たり)

令和元年	田	畠
農地価格 (A)	76.1万円	41.8万円
年間 リース料 (B)※	1.11万円	0.94万円
A/B	68.6倍	44.5倍

※養父市におけるリース料が不明のため、  
全国平均値を採用

### 3. 企業が農地を所有する理由①

- 改正特区法では、企業が農地所有ができる区域を明確にするため、国家戦略特別区域会議が**区域計画を策定する旨**が規定(第18条第3項)。
  - この区域計画の中で、**企業による農地の所有権取得が農業経営を行うために必要な理由**を記載。
- 
- 国家戦略特別区域法(抄)

**第18条** 国家戦略特別区域会議が、‥(中略)‥**法人農地取得事業を定めた区域計画**について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日から起算して五年を経過するまでの間は、‥(中略)‥農業委員会等は、次に掲げる要件の全てを満たしている法人が当該事業実施区域内にある農地等について特定地方公共団体(=養父市)から所有権を取得しようとする場合には、農地法第三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

2 (略)

3 **第一項の区域計画**には、特定地方公共団体の区域内において、法人農地取得事業を実施する区域を定めるとともに、法人農地取得事業の実施により農地等の所有権を取得することが必要な法人の名称及び**当該法人が農地等の所有権を取得することが農業経営を行うために必要な理由を記載するもの**とする。

4～8 (略)

### 3. 企業が農地を所有する理由②

- 6社は、「**地域との調和に配慮した営農体制の確立**」を農地の所有の理由に掲げているが、これはリースの場合にも課せられる要件。

#### 6社の農地所有理由

A社	ニンニクの栽培技術の実証を <b>地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施するため</b> 。これと合わせて乾燥施設等の整備や土壌改良を行い、ニンニクのブランド化を目指す。
B社	酒米の作付面積の拡大を <b>地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施するため</b> 。これと合わせてライスセンタ等を整備し、高品質な酒米及び日本酒を生産する。
C社	リンドウの作付面積の拡大を <b>地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施するため</b> 。これと合わせて園芸施設等を整備し、本格的なリンドウ生産に取り組む。
D社	小規模水耕栽培の実証を <b>地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施するため</b> 。実証技術の普及等を通じて、地域の農家と等と一体となった効率的・安定的なレタス生産に取り組む。
E社	<b>地域との調和が保たれた</b> 養蜂事業の円滑かつ迅速に実施するため、蜜源作物の栽培や養蜂に携わる人材育成の実習場所として活用する。
F社	養蚕の飼育体制の確立を <b>地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施するため</b> 。養父市や地域の企業、就労継続支援B型事業所、農業高校等が一体となった新たな養蚕業のモデルの確立を目指し、継続的な養蚕業に取り組む。

#### 農地法〔リース〕

##### 第3条

3 農業委員会は、農地等について**賃借権**等が設定される場合、次に掲げる全てを満たすとき、許可をすることができる。

- ① 書面にて解除条件付き契約がなされていること
- ② 賃借権等を取得しようとする者が**地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行う**と見込まれること
- ③ 法人である場合、役員のうち1名以上が農作業に常時従事すること

## 4. 経営規模の拡大に当たっての対応(4社)

- 4社は経営規模を拡大するに当たり、リースのみで対応。

法人名	所有権 取得 年月	平成29年3月末		平成30年3月末		平成31年3月末		令和2年3月末		令和2年7月末	
		総面積(ha)		総面積(ha)		総面積(ha)		総面積(ha)		総面積(ha)	
		リース	所有	リース	所有	リース	所有	リース	所有	リース	所有
A社	H28.11	4.21	3.90	8.15	7.83	9.46	9.14	9.64	9.33	9.64	9.33
B社	H28.11	8.12	7.48	10.78	10.13			12.90	12.26	13.54	12.90
C社	H29.2	0.72	0.46			0.79	0.53				
D社	H29.3	0.13	0.00					0.21	0.08		0.13

## 5. 養父特区制定時の国会における議論

- 改正特区法は、**養父市に限らず**、「担い手が不足し、耕作放棄地が増加するおそれがある地域」が対象。
- 法改正審議の際、石破地方創生大臣は「農業の参入者が増えたか、収益が上がったか、農地が有效地に利用されているかなど、国家戦略特区にふさわしい効果が上がっているかという状況の検証、評価が必要」と御発言。

### 石破地方創生大臣(当時)答弁

<衆・連合審査(平成28年4月25日)>

- 今やっている特例は、担い手が不足していること、耕作放棄地が増加するおそれのあることに該当するものとして**政令で定める自治体に適用されるもの**であって、一つの地方公共団体のみに限って適用されるものではございません。
- あくまで、現時点では想定される自治体が養父市のみであるということであって、**養父市だけしか**ということを言っているわけじゃない。

<衆・連合審査(平成28年5月24日)>

- 企業が所有した農地が転用されることへの懸念がまず払拭された上で、**転用しなきゃそれでいいか**という話ではなくて、これは、元々この法律の趣旨に鑑みて、本当に農業の参入者が増えましたか、収益が上がりましたか、農地が有效地に利用されていますかというような、まさしく**国家戦略特区にふさわしい**ような効果が上がっているかというような状況の検証、評価というのは当然必要でございます。